

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

171

一 共同声明案の前提
(米側質問Ⅱに関する見解)

- (1) 返還後の沖縄における米軍基地の問題に関し、日本政府が特に重視している点は、次のとおりである。
- (a) 本件は、日米安保条約及び現行の関連諸取極のわく内で処理されるべきこと。したがって、日米間において、国会の承認を要する特別の取極を必要としないこと
- (b) 本件のために、日米間におんていかなる秘密取極も必要としないこと
- (2) 第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議についての日本の行

事前協議

政府と国会との関係に関する日本政府の *considered opinion* は、要約すれば次のとおりであり、るい次の国会における政府答弁もこの見解に基づいてなされている。

- (a) 事前協議が行なわれる事態とは、日本にとつては、とりもなおさず、自国の安全に関する重大な国家利益を左右する政策決定を要求される場合といえよう。かかる場合日本政府の最終的判断は、政府の憲法上の責任に照らしても、当然に具体的ケースに基づき行なわれるべきものである。かりに、政府が、事前協議の際に考慮に入れるべきすべての要因（予測や定義が困難なものを含む。）を検討せず、一定の仮定の下に日本政府がとるべき態度につき対外的コミットメントを行なうとすれば、想定される事態に関する限り、交換公文により日本政府

が留保している最終的判断の権利を放棄するに等しいので、これは、国会の承認を要する特別の取極なくして履行を要しない。

(b) 他方、具体的ケースについての政府の諾否の最終的判断の権利が実質的に留保されていさえすれば、行政府が、特定の予想される事態に対する評価ないし認識を述べることは、行政府の有する正常な権限の範囲内の行為であり、国会承認を得べき特別の取極なくして行ないうることである。

共同声明案の第二項は、日本政府が極東の諸国の安全と日本の安全との関係に関する「認識」を確認し、「日本政府のかかる認識に照らせば」うんぬんと述べており、特に、共同声明案に添付された韓国に関する日本政府の立場の表明のペーパー（以下「韓国に関するステートメント」

という。）は、「日本国の安全に重大な影響を及ぼすものである」との日本国の基本的認識を明らかにし、、、、事前協議に対して日本国政府がとるべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定される」と述べている。これらの文言は、前記見解の(四)の制約のわく内で、その(四)に従い、日本政府が、極東の諸国の防衛のために不可欠な米軍の戦闘作戦行動のための日本国内（返還後の沖縄を含む。）の基地の使用を事前協議制により不当に制約しようとの意図を有するかどうかのとき印象を第三者に与えることを避けるため、行政府として法的に述べうる最大限を表現することを意図したものである。

(3) 韓国に関するステートメントは、日本政府の責任ある者が国会における発言等適当な方式により日本国内において行なうことを予想したもの

米例に準じ
り、る

であり、共同声明の一部をなすものとして起草されたものではない。韓国に対する武力攻撃の場合も、極東の諸国の安全に対する日本政府の認識に関する共同声明の部分に含まれており、ただ、朝鮮半島における緊張が続いているときに、韓国に対する potential aggressor が、日本政府の態度を誤解することがないようにしておく必要があること及び一九六〇年の了解との関係から、別途の取扱いをせんとするものである。韓国についての特記を共同声明に含めることは、極東の他の諸国の防衛のための米国のコミットメントが、韓国に対するものと比較してより弱いものであるかのごとき印象を共同声明を読む者に与え、これらの諸国と日米両国の外交関係に好ましくない影響を与えるおそれがあるのみならず、これら諸国の防衛に対する自由諸国側の意図を誤解せしめるおそれ

がある。

二 (米側ペーパーII.Aに関し)

韓国に対する「武力攻撃」とは、国連憲章第五十一条及び日米安保条約にいう武力攻撃と同一と解しており、韓国に対して一国(北鮮政権を含む)の組織的、計画的な武力の行使が行なわれる場合を考えているものである。したがって、韓国に関するステートメントにいう「韓国に対する武力攻撃」は、一方において一九六〇年の了解における事態を含むものであるが、他方においてブエプロ号、E.O. 121に対し北鮮のつた行動のごときも自体を含むものではない。後者のごとき場合において、米軍が日本から行なり search and rescue の行爲自体は、日本からの戦闘作戦行動とは観念されず、また、事態の発展が米国に対する武力攻撃と認められ、これに対処す

る自衛権発動としての米軍の行動が行なわれる場合には、事前協議のため
まえが維持される限り、かかる行動を不当に制約することは日本政府の意
図するところでない。

三 (Ⅲ・B に関し)

前記一(2)回にかんがみ、韓国に対する武力攻撃発生の場合に事前協議が
行なわれるためまえを放棄することは法律的にはできない。しかしながら、
そのような場合の事前協議に対する日本政府の立場は、共同声明案の第二
項にいう「認識」及びこれに含まれている韓国に関するステートメントに
いう「基本的認識」を基礎とする以上、日本政府の回答が、米政府の期
待する性質のものであろうことは容易に想像されるところであろう。

四 (Ⅱ・C に関し)

韓国に関するステートメントは、一九六〇年の了解が予見する事態をカ
ヴァーするものである。厳密に言えば、前者は、後者が予見する事態より
も緊急度が低い場合をもカヴァーする点で、その範囲が広い。日本政府は
いかなる場合でも事前協議が行なわれるためまえと効果的な軍事行動の必
要性が両立しうるように、迅速な事前協議の行ない方に関し、米政府
と十分協力する用意がある。したがって、一九六〇年の了解は、今後は存
在しないものとして取り扱うこととしたい。

五 (II・D) に関し)

(1) 共同声明案第二項の表現の前提は、前記(2)のとおりであり、事前協議の適正な運用が行なわれれば、極東の諸国の防衛のために不可欠な米軍の戦闘作戦行動のための日本国内の基地の使用が不当に制約されるようなことはないというのが日本政府の見解である。また、安保条約第四条に基づく協議が緊密に行なわれるならば、事前協議も円滑に運用できると考える。

(2) なお、極東に所在する米軍は、極東の平和・安全の維持の重要なない手であるが故に、その safety は、日本政府にとって not a matter of small concern であることは論をまたないところであるが、あらかじめ包括的に米軍支援の戦闘作戦行動に対する同意を与えることは法

的に不可能である。さらに、安保条約第六条は、米軍による日本国の基地の使用目的を「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」と定め、「極東に所在する米軍」という概念による捕え方をしておらず、日本政府としても従来からの国会答弁においてこのような捕え方による説明をいつさいしていない。

六 (II・E) に関し)

台湾の安全は、共同声明案第二項にいうとおり、日本国の重大な関心事であるが、他方、韓国の場合と異なり、現実の問題として、米中間の直接の対決なくしては不可能な台湾に対する武力攻撃の発生の可能性は少ないものと考えている。

七 (II・F) に関し)

共同声明案にいう「極東」は、日米安保条約にいう「極東」と同意義に用いられたものであり、同条約にいう「極東」は、同条約締結当時、米政府との了解の下に日本政府が一九六〇年二月二十三日に国会において示した統一見解に説明されているとおりである。右見解によれば、ヴェトナムは「極東」に含まれておらず、極東の「周辺地域」に該当するものと観念されている。

なお、周辺地域と同条約に基づく米国の行動との関係について、統一見解の次の項が明確に説明している。すなわち、「、、、この区域(「極東」)に対して武力攻撃が行なわれ、あるいは、この区域(「極東」)の安全が周辺地域に起こつた事情のため脅威されるような場合、米国がこれ

に対処するためにとることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるのであつて、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。「さらに附け加えれば、統一見解も述べているように「かかる米国の行動が戦闘行動を伴うときは、そのための日本の施設の使用には、当然に日本政府との事前協議が必要となつてゐる」のであり、反面補給活動のため日本の基地の使用は事前協議の対象とならないのである。

10/17
SECRET

I. Nuclear Problems

The United States believes that nuclear weapons provide a very important military capability and deterrent against aggression; in the event of an East Asian emergency, their availability on Okinawa would be most important. We are giving the Foreign Minister's views on nuclear weapons most careful study and would appreciate any comments he may wish to make on the paper which Secretary Rogers gave him June 3.

II. Conventional Use

The draft joint communique to which the Foreign Minister referred on June 4 was a very helpful step forward. Would the Foreign Minister comment on the following questions:

A. What is meant by "an armed attack" against Korea?

B. The draft communique recognizes that an armed attack against Korea would seriously affect the security of Japan. What is meant by "such recognition would form the basis on which the Japanese Government would determine its position vis-a-vis prior consultation"?

C. What is the relationship between the communique language and the 1960 Minute concerning Korea?

D. The draft communique states the reversion of administrative rights over Okinawa "should be compatible with the effective discharge of international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan." What relationship does this statement bear to the prior consultation formula? Also, during the Foreign Minister's Washington visit, Japanese representatives stated that US bases in Japan and Okinawa might be used freely in response to attacks on US forces wherever stationed in the Far East. Does the Japanese Government support this view?

E. Would not an armed attack against Taiwan seriously affect the security of Japan?

F. Is Viet-Nam included in the term "Far East" as used in the draft communique?

SECRET

SECRET

-2-

III. Other Issues

The United States is working out positions with respect to important related issues including financial questions and responsibility for local defense of the Ryukyus. In the near future, we will wish to discuss these and other important issues which may arise prior to November.

IV. Timing of Reversion

The United States would want to work out general understandings with the Japanese Government before a date for reversion is agreed upon. There are many complex issues to be negotiated before reversion can take place and both sides may require that some flexibility be built into the decision on the date for reversion.

SECRET